

薬生食輸発0511第1号
平成30年5月11日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(イラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシンの削除、韓国産生鮮青とうがらしの検査命令免除対象輸出者の追加及びミャンマー産ごまの種子のアフラトキシンの追加)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：平成30年4月27日付け薬生食輸発0427第4号）にて通知したところです。

今般、イラン産ピスタチオナッツ加工品のアフラトキシンの食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすこと、また、輸入時のモニタリング検査においてミャンマー産生鮮ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記1、2及び3のとおり改正します。

また、今般、韓国政府から、対日輸出生鮮青とうがらしについて残留農薬に係る管理が適切になされているとして、下記4の輸出者をID登録した旨の連絡があったことから、同通知の別表16を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくをお願いします。

記

1. 別添1の全輸出国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	イラン産、トルコ産及び米国産にあっては各々の項によること。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ	トルコ産及び米国産にあっては各々の項によること。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。 <u>ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg（可食部）採取したものを検体（合計8検体）とすること。</u> <u>（注2）</u>	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

に改め、

2. 別添1のイランの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツ及びその加工品（ピスタチオナッツを30%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、貨物1コンテナ分(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり5kg（可食部）採取したものを検体（合計8検体）とすること。 （注2）	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10μg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添 1 中、

対象国 ・ 地域	製品検査の対 象食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
ミャンマ ー	ごまの種子及 びその加工品 (ごまの種子 を30%以上含 有するものに 限る。)		総アフラト キシン (ア フラトキシ ンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総 和)	別表 2 による こと。	平成23年8月16日 付け食安発0816 第2号「総アフラ トキシンの試験 法について」に よること。	総アフラトキシ ンが10 μ g/kgを 超えて付着又は 含有しているお それがあるため。

を追加する。

4. NH TRADING CO., LTD.